

<チェック！> 毎月確認してください！！

- ① 人員基準の遵守 … 各サービス提供日に必要な勤務延時間数は確保されていますか。毎月確認してください。
- ② 減算の有無 … 計算結果(c)が0.9を下回っていないですか。→0.9を下回っている場合、当該月の次の月から人員基準欠如が解消されるに至った月の介護報酬について減算する必要があります。
- … 計算結果(c)が0.9以上1未満となっていないですか。→0.9以上1未満となっている場合、当該月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月の介護報酬について減算する必要があります(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

※常に必要員数を上回る介護職員の配置がある場合は、以下の表による計算は不要です。

<介護職員配置一覧表>

( 年 月分) サービス種類((介護予防)認知症対応型通所介護)  
 事業所番号( 14 ) 事業所名( )

- 所定の人員配置ができなかった日がある月について作成してください。
- 単位ごとに作成してください。

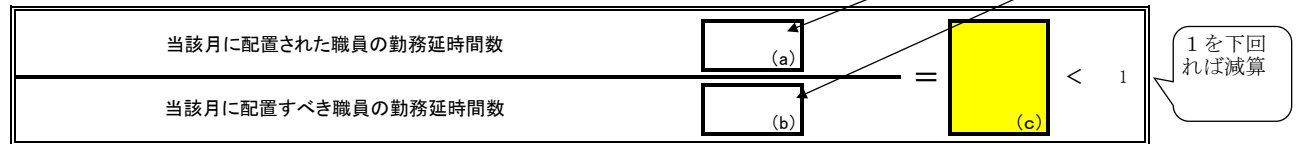
単位目 \_\_\_\_\_ サービス提供日: 月・火・水・木・金・土・日 サービス提供時間: \_\_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_\_ 分

介護職員配置人数 \_\_\_\_\_ この単位の介護職員配置時間(サービス提供時間中に勤務した時間数の合計)、必要介護職員数を記載してください。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月の合計	
利用者数																																	
利用者ごとの提供時間数の合計																																	
平均提供時間 (※2)																																	
介護職員配置時間(※1) (サービス提供時間中に勤務した時間数の合計)																																	(a)
確保すべき勤務延時間数(※2)																																	(b)

※1 小数点以下については、下記計算式において端数処理は行いませんが、表記の上では便宜上小数点以下第1位までを記載してください。(例「10分」は、10÷60=0.1666…→0.1)

※2 ・利用者数15人まで→確保すべき勤務延時間数=平均提供時間数  
 ・利用者数16人以上→確保すべき勤務延時間数=(利用者数-15)÷5+1)×平均提供時間数  
 (平均提供時間数=利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数)



$$(c) < 0.9 = \text{当該月の次の月から人員基準欠如が解消されるに至った月の介護報酬について減算}$$

$$0.9 \leq (c) < 1 = \text{当該月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月の介護報酬について減算 (ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)}$$

備考:① サービス提供していない日については斜線等を引いてください。

② 算出の方法については平成31年度「認知症対応型通所介護の運営の手引き」P6～8を参考にしてください。